



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

もう一言、もう一声の重要性



P1

他人に何かをお願いするとき、働きかけるときには、言葉足らずにならないよう、しかしくどくならないよう、上手にもう一言、もう一声かけることが、結果を左右することがありますね。

かなり昔ですが、甲子園のスタンドでのビール販売で、いつも他の売り子よりひときわ大きな売上を達成していた売り子がいたという話を、お客様の社長様から聴きました。話は簡単です。その売り子は、他の売り子が「ビールいかがですか〜?」と声を出していたときに「冷たいビールいかがですか〜?」と、一言付け加える工夫をしていたという話でした。同じビールを売っているのに、その一言が無意識のうちにイメージを高め、購買意欲を高めるというわけです。今は、販売教育が徹底しているのか、ほとんどの売り子が「冷たい」をつけているように思います。同じように飲食店でも「美味しい」をつけて声掛けしていますね。

もう一つ例をあげます。お店の中のステージでショーを見せるようなレストランがあります。ホールでやる本格的なコンサートなら、指定席でS席いくらA席いくらと決まっていますでしょうが、あるレストランでのショーは、どの席でも料金（チャージ）は同じでした。一度行って観てみるとわかるのですが、観やすさや聴きやすさ、盛り上がり方など、席によって大きく違ってきます。ですから、予約の時に人数だけを伝えるのではなく、例えばお祝いとか接待とか理由をつけてでも「オススメのいい席をお願いします」と一言付け加えれば、楽しさも大きく違ってきます。一度行った店なら、出来るだけ詳細に「何列目の真ん中を希望します」と言えればベストです。遠慮はいりません。必ずしも一番前が観やすい訳でもないですね。

商売でも、同じようにもう一言、もう一声が売上を増やし、利益を残すことにつながるケースはよくありますね。ほとんどの中小企業では、ほんの数%のところで黒字と赤字が分かれている状況なので「あと1%売上が増えたら、あと1%粗利率を上げられたら、あと1%固定費を節約できたら」と考えることは極めて大切です。このことを正しく理解し、そのために何をどうする必要があるか、これを営業マンや社員さん、会社全体で共有すること、これに力を注ぐべきだと思います。

私も、もう一言の大切さを感じて実践していることがあります。飲み屋さんで焼酎の水割りを頼むとき、もう一言付け加えます。「少し濃い目にしといて下さいね。(^^)」そう言うとサービスの女性も、たいがいニッコリ笑って答えてくれます。水割りでは物足りなく、ストレートを頼むときはどう言うか。「山盛り入れて下さい！」ですね。ささやかな喜びです。



所得拡大税制が改正されました

P2

～教育訓練費を事前に集計しておきましょう～

先月号でもお伝えしたとおり平成30年度税制改正により、所得拡大税制が改組されました。今回の税制改正により適用要件が少し分かりやすくなっています。

【適用要件（中小企業の場合）】

- 平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加

【税額控除】

- 給与等支給増加額の15%の税額控除 ※当期の法人税額の20%を上限

また、次の要件を満たせば、税額控除率が15%⇒25%と10%の上乗せがなされます。

1. 平均給与等支給額が対前年度比2.5%以上増加

2. 次のいずれかを満たすこと

- 教育訓練費が対前年度比10%以上増加。
- 経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされている。

となっています。では、教育訓練費とはどのような費用をいうのでしょうか？

教育訓練費とは、「法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用」をいい、具体的には外部講師謝金や施設使用料、研修委託費、外部研修参加費などが該当します。

税額控除の上乗せ措置を受けるためには、前期と当期の教育訓練費の支給額を比較するために一定の要件に従った明細書を各自で作成する必要があります。明細の様式は自由で下記イメージ表を参考にお作りください。

《明細のイメージ》

NO	実施期間	受講者	内容	支払額	支払証明
1	H30/4	名簿(別紙1)	〇〇研修	¥10,800	領収書(別紙A)
2	H30/6	名簿(別紙2)	△△受講費	¥32,400	領収書(別紙B)
3	H30/6	名簿(別紙3)	□□養成研修	¥21,600	領収書(別紙C)

前年と比較するために過去分の教育訓練費を洗い出す必要がありますが、過去の教育訓練費がゼロの場合には、当期の教育訓練費があることをもって教育訓練要件を満たすこととする緩和措置が設けられているので、当期の教育訓練費さえ存在すればよいこととなっています。

ただし、過去の教育訓練費があるにもかかわらず、ゼロとすることは認められていませんのでご注意ください。詳しくは、監査担当者までお尋ねください。(記事担当：大西)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX



P3



個人住民税の特別徴収納付について

毎年5月末までに新年度の個人住民税（市町村民税）の特別徴収税額決定通知書が届きます。兵庫県と県内41市町については、平成30年度つまり今年の6月からの住民税特別徴収はすべての事業者について特別徴収が義務化となっていますので、例えば少人数の会社等で従来は普通徴収（本人が納める方法）を行っていた事業者様についても、特別徴収が義務化されることになっております。

普通徴収の場合ですと年4回の納付でしたが、特別徴収になると、毎月の納付書による金融機関での納付となり、自治体にもよりますが、Pay-easy（ペイジー）等ネットバンクの対応が進んでいないことが多く、納付手続きが負担となります。

そのような場合に住民税の「納期の特例に関する承認申請書」をあらかじめ提出しておく、毎月の納付を年2回にまとめて納付することができます。国税である源泉所得税についても同様の制度がありますが、住民税については利用されている事業者様は少ないように思います。

適用できる要件は源泉所得税と同じで、給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合には、11月（12月10日納期限）と翌年5月（6月10日納期限）に分けて納入することができます。注意点としては、源泉所得税の納期の特例による納付と1か月納入時期がずれることになる点と、年の途中で退職した方について、異動届出書の提出を忘れることのないように注意が必要となります。

ご利用を希望される事業者様は監査担当者までお申しつけください。



労働保険の年度更新の時期になりました！

平成30年度の労働保険年度更新は **6月1日から7月10日** となっています。また、社会保険の算定基礎届の提出期限も **7月1日から7月10日** までとなっており、事務的な負担が多くなる時期です。特に算定基礎届は準備期間が短いので早めのご準備をお勧めします。

労働保険料には便利な口座振替納付制度もあります（事前申し込みが必要）ので、納付の手間を省きたい方はご利用下さい。

尾上会計事務所の関連士業である「**小山社会保険労務士事務所**」では面倒な手続きの申請代行を承っております。監査担当者までお気軽にご相談下さい。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX